

(訪問介護・訪問型サービス)

提供サービスの種類	訪問介護及び訪問型サービス
開設者名称	新ひだか町
事業所名称	新ひだか町指定みついし訪問介護事業所
事業所所在地	〒059-3107 日高郡新ひだか町三石旭町50番地の1
事業所電話番号	0146-33-2911
F A X 番号	0146-33-2920
管理者名	水野 美幸
窓口担当者名	水野 美幸
職員数	5名
開設曜日及び開設時間	月曜日～金曜日(祝日、12月31日～1月5日まで休み) 8時30分～17時15分
事業所の特徴(PR)	人生の大先輩である利用者さんからたくさんの事を教えていただきながら、お元気に自宅での生活を続けられるように支援させていただきます。
利用料金	別紙の利用料金表のとおり
ホームページ	

新ひだか町指定みつし訪問介護事業所 サービス費用のめやす

●訪問介護(要介護認定の方)

身体介護が中心である場合		生活援助が中心である場合	
利用区分	訪問介護費(1回)	利用区分	訪問介護費(1回)
20分未満(但し、算定条件あり)	183 円	20分以上45分未満	200 円
20分以上30分未満	274 円	45分以上	246 円
20分以上1時間未満	435 円	通院等乗降介助/三石地区のみ (片道)	108円
1時間以上	635円に所要時間30分増すごとに91円を加算した金額		

■ 身体介護中心で引き続き生活援助を行った場合は、20分以上で73円、45分以上で145円、70分以上で218円を加算します。

■ 特定事業所加算Ⅱ(当該基準の区分に10%を加算する)が該当となるため、上記の利用料金は加算された料金を掲載しています。

◀ 加算 ▶

○初回加算～初回の利用月に200円の加算をします。

○特別地域加算～サービス費用の合計に15%の加算をします。

●訪問型サービス(事業対象者・要支援認定の方)

1か月につき	訪問型サービスⅠ (週1回)	基本1(3回以上/月)	1,154 円	要支援1. 2 事業対象者
		基本2(3回未満/月)	577 円	
	訪問型サービスⅡ (週2回)	基本1(5回以上/月)	2,309 円	要支援1. 2 事業対象者
		基本2(5回未満/月)	1,154 円	
	訪問型サービスⅢ (週3回)	基本1(7回以上/月)	3,463 円	要支援2のみ
		基本2(7回未満/月)	1,732 円	

■ 提供時間 1回45分以内

◀ 加算 ▶

○初回加算～初回の利用月に1月につき200円の加算をします。

○特別地域加算～サービス費用に15%相当の加算をします。

(例)月に4回 45分以上の生活援助を利用した場合

訪問介護費	× 4 回	=	計	+	特別地域加算	=	合計
246 円			984 円		148 円		1,132 円

(例) 訪問型サービスⅠ(週1回)基本1利用の場合の利用料金

1か月	訪問介護費	+	特別地域加算	=	合計
	1,154 円		173 円		1,327 円

■ 2割負担の方は、上記料金の2倍になります。

* 生活保護受給者については、介護扶助が適用となり自己負担はありません。